相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　郡　博道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小茂根一丁目一番、最後の住所東京都板橋区小茂根一丁目一番三―五〇二号
被相続人　亡　今田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜二丁目五七〇番地、最後の住所東京都世田谷区船橋三丁目一番一一号らいふ千歳船橋
被相続人　亡　苅部　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、生年月日不詳
被相続人　亡　小森　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
静岡県浜松市中区板屋町五〇七番地清水ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　外山　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区泉三丁目一番、最後の住所愛知県名古屋市東区泉三丁目一番二号ライオンズマンション橦木二〇三号
被相続人　亡　中村　正仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
静岡県掛川市大坂二〇八三番地一、最後の住所静岡県磐田市福田一九四一番地一
被相続人　亡　寺田　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
神奈川県横須賀市大滝町二―一一―一　ヤシマビル七階
相続財産管理人　弁護士　中川　広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市大坂二〇八三番地一、最後の住所静岡県磐田市福田一九四一番地一
被相続人　亡　寺田　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
神奈川県横須賀市大滝町二―一一―一　ヤシマビル七階
相続財産管理人　弁護士　中川　広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市大鋸一二一九番地、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄三一八番地の一
被相続人　亡　渡邉　康浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
東京都千代田区六番町六番地二〇グランメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子
（登録姓　安田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市大鋸一二一九番地、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄三一八番地の一
被相続人　亡　渡邉　康浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
愛知県名古屋市中区丸の内三―二―二九ヤガミビル五〇一号・六〇一号
相続財産管理人　弁護士　梅村　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市名東区極楽三丁目一七五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　米田　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
愛知県名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号室山田高司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　高司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町下砂入四番地一、最後の住所愛知県名古屋市中村区畑江通九丁目一七番地の一ハートヒルズ岩塚三〇一
被相続人　亡　佐藤　直永

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三F
相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市銀座町八二番地、最後の住所滋賀県彦根市銀座町五番一号
被相続人　亡　三輪　良平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
事務所滋賀県彦根市立花町二番二号三番町ビル三階しろまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田嶋明日香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区平野宮町一丁目九一番地、最後の住所大阪市平野区長吉出戸一丁目一一番六号
被相続人　亡　片岡　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市千田町大字藪路九番地、最後の住所岡山県倉敷市新田二三八六番地一七一〇二
被相続人　亡　出原トミコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月四日
事務所岡山県岡山市北区伊福町三丁目二九番一七号―一〇三
相続財産管理人　司法書士　横山　英三

第２期決算公告

平成26年12月4日
福島県いわき市平字鎌田町17－２
ヨシダシステムサービス株式会社
代表取締役　吉田　稔美

貸借対照表の要旨（平成26年４月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	2,931,013
	固定資産	296,898
	資産合計	**3,227,911**
負債及び純資産の部	流動負債	869,594
	負債合計	**869,594**
	株主資本	2,358,317
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	1,358,317
	その他利益剰余金	1,358,317
	（うち当期純利益）	（158,960）
	純資産合計	**2,358,317**
	負債・純資産合計	**3,227,911**